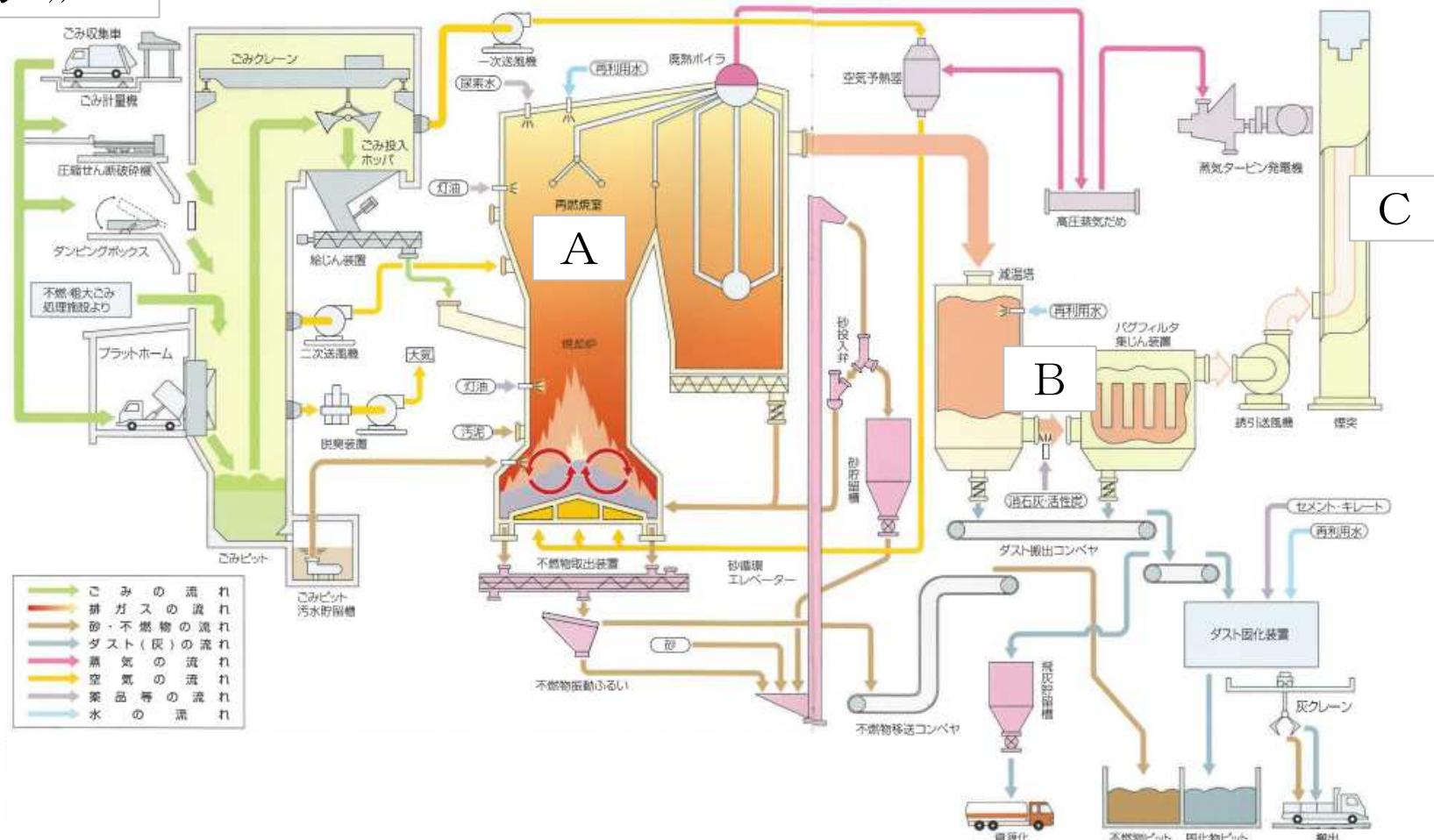


A号炉



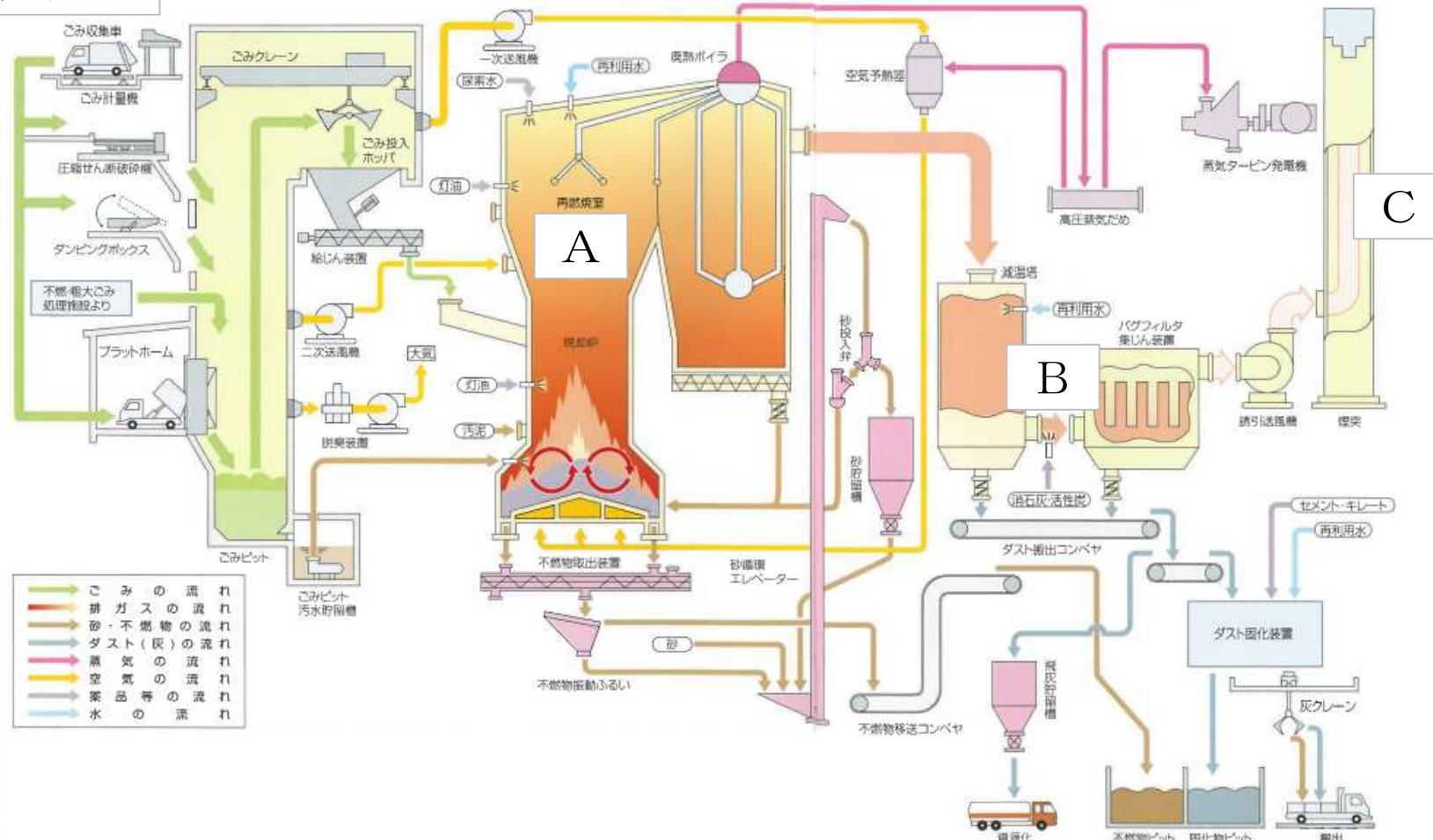
A: 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条の5第1項第2号トの規定による測定を行った位置（燃焼ガスの温度）

B: " リの規定による測定を行った位置（燃焼ガスの温度）

C: " ヲの規定による測定を行った位置（一酸化炭素の濃度）

C: " カの規定による測定を行った位置（ダイオキシン類の濃度、ばい煙濃度）

B号炉



A: 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条の5第1項第2号トの規定による測定を行った位置（燃焼ガスの温度）

B: //

リの規定による測定を行った位置（燃焼ガスの温度）

C: //

ヲの規定による測定を行った位置（一酸化炭素の濃度）

C: //

カの規定による測定を行った位置（ダイオキシン類の濃度、ばい煙濃度）